

諮問庁：国立大学法人大阪大学

諮問日：平成30年10月29日（平成30年（独個）諮問第56号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（独個）答申第40号）

事件名：特定事件番号の裁判において特定号証として提出された本人に係る資料の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求者が受けたハラスメントに対し、特定科が行なった調査に関するもので、特定事件番号の裁判において、「特定号証」として裁判所に提出された資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項に基づく利用停止請求に対し、平成30年5月30日付け阪大総総第4-1号により国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は大阪大学の大学院生であったが、在学中に特定個人からハラスメントを受け、その被害を大阪大学ハラスメント相談室に申告したのが特定年A暮れのことであった。その後特定年Bにかけて調査委員会が立ち上げられ、調査委員会で行われた事実確認の調査の記録の一部（特定年月）を裁判所で初めて発見した。またその記録に特定の記述ならびに、審査請求人の誤った名前の記載が含まれているのを知り、当該裁判記録（特定事件番号の裁判）の「特定号証」（調査委員会で行われた被処分者の聴取のテープ起こし資料。以下、第2において「当該法人文書」という。）に関して、利用の停止、消去及び裁判所への提供の停止の請求を行ったところ、処分庁から利用停止等決定処分として「利用停止は行なわない」との決定を受け取った。
- (2) 処分庁は、その理由を、「非違行為に関する事実確認において、被処分者の発言を正確に記録するために作成されたものであり、適正に取得されたものである」としており、法5条に違反しない旨主張する。また、「被処分者にかかる懲戒処分を含む措置を行うにあたり、懲戒処分に関

する判断に供すること及び被処分者からの異議申立て・訴訟があった場合の証拠として当該法人文書を保有及び利用することは、当該法人文書の利用目的の範囲内であり」、法3条2項、9条1項及び2項に違反しない旨主張する。

- (3) しかしながら、審査請求人は調査委員会の聴取の事情について、また聴取の際の被害者のプライバシーの取扱いについてなど、一切説明を受けていない。また特定事件番号懲戒処分無効等請求事件の裁判についても大阪大学側から一切知らされていなかった。もし当該裁判が提起されることがあらかじめ予測されるものであるとするなら、その時点で個人情報情報の利用や提供に関して説明があるべきであったのに、それを怠った。この時点で、どのような経緯で審査請求人の個人情報情報が取得されたか明確でなく、「適正に」取得され法5条に違反しないというからには、取得の経緯に関する情報を集め、審査請求人にきっちり知らせなければならない。
- (4) また、当該法人文書を「懲戒処分を含む措置を行うにあたり、懲戒処分に関する判断に供すること及び被処分者からの異議申立て・訴訟があった場合の証拠として保有及び利用すること」を「利用目的の範囲内である」とするが、審査請求人の個人情報を含む文書をそのようなことに利用することに審査請求人は同意していない。また、平成29年3月25日付で行った審査請求で述べたとおり、特定事件番号の裁判に関する文書には、審査請求人の大学院時代のレポートが含まれており、被害は審査請求人のプライバシーにとどまらず、レポートという著作物を意図しないところで公開の法廷に出されたという被害もある。こうした被害が生じている以上、「被処分者にかかる懲戒処分を含む措置を行うにあたり、懲戒処分に関する判断に供すること及び被処分者からの異議申立て・訴訟があった場合の証拠として当該法人文書を保有及び利用することは、当該法人文書の利用目的の範囲内」であると主張するのは、審査請求人の権利を無視して大阪大学側の権利を過剰に守る行為だといっても過言ではない。
- (5) 審査請求人としては、今後、何らかの理由で確実に特定個人を（懲戒）解雇することになり、そのために調査委員会資料が必要だということならば、条件付きで本件処分に納得し、大阪大学側に個人情報の保有と利用を認めることとする。そうでない限り、調査委員会資料の今後の保有と利用は認めたくない。あのように名前が間違っものが審査請求人のプライバシーを無視した形で保有されているという事実すら気持ち悪い。審査請求人は特定個人から被害を受け、また大阪大学から権利をふみにじられるために大阪大学へ進学したのではない。また特定事件番号懲戒処分無効等請求事件は、特定年月日の最高裁における却下により終了し

ている。今後新たに特定個人の非違行為が起きない限り、そのような事態になることは考えられない。審査請求人のプライバシーや権利を無視した利用の仕方をする大阪大学に対する不信は消えない。審査請求人の個人情報が入った形で保有され続けるとするのは不愉快であり不当であるといわざるをえない。

(6) 以上の点から、原処分 of 取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件諮問の対象となった法人文書（以下、第3において「本件文書」という。）は、審査請求人が受けたハラスメントに関し、特定科が当該事案に関する被処分者に対し行った、非違行為についての事情聴取（以下「本件事事情聴取」という。）において、本件事事情聴取を行った同科職員（以下「事情聴取者」という。）及び被処分者の発言を正確に記録するために作成された文書であり、特定事件番号の裁判（原告を被処分者、被告を本学とする被処分者に対する懲戒処分 of 有効性が争われた訴訟。以下「本件裁判」という。）において、特定号証として裁判所に提出した文書である。
- 2 審査請求人からの本件文書の利用 of 停止、消去及び提供 of 停止請求に対し、本学は、①本件文書に記録された審査請求人に関する個人情報は、被処分者に係る非違行為についての本件事事情聴取 of 過程で、被処分者が任意に発言することによって得られたものであって適正に取得されており、法5条 of 規定に違反するものではないこと、②非違行為についての事情聴取 of 過程で作成される文書としての性質上、本件文書 of 利用目的は、本件事事情聴取における発言内容を記録し、保存すること、被処分者に係る懲戒処分を含む措置を行うにあたり懲戒処分に関する判断に供すること、懲戒処分者から懲戒処分に関する異議申立て・訴訟があった場合に懲戒処分 of 有効性・手続 of 適正性を示すための証拠として利用すること、並びに本学において行われた懲戒処分に関する記録として保存することであり、本学は、本件文書をこれらの利用目的 of 範囲内で利用し、また裁判所に提出したものであり、法3条2項、9条1項及び2項に違反するものではないことに照らし、法36条1項各号 of いずれにも該当しないことから、利用停止をしなかったものである。
- 3 これに対し、審査請求人から、大要、本件文書が適正に取得され法5条に違反しないというからには、取得 of 経緯に関する情報を集め、請求人に知らせなければならない。また、本件文書を、懲戒処分を含む措置を行うにあたり、懲戒処分に関する判断に供すること及び被処分者からの異議申立て・訴訟があった場合 of 証拠として保有及び利用することに請求人は同意していない。さらに、本件裁判は特定年月日 of 最高裁における却下により終結しており、今後新たに被処分者 of 非違行為が起きない限り、本件文書が必要となる事態になることは考えられないとして、審査請求があった

ものである。

- 4 しかし、前述のとおり、本件文書は、被処分者に対して行った本件事情聴取における発言記録であり、事情聴取者及び被処分者の任意の発言内容が記録されており、本件文書に記録された審査請求人に関する個人情報の取得に際し、偽りその他不正の手段は用いられていないから、法5条に違反するものではない。
- 5 また、同じく前述のとおり、被処分者に係る懲戒処分を含む措置を行うにあたり、本件文書を懲戒処分に関する判断に供すること、懲戒処分者からの異議申立て・訴訟があった場合の証拠として利用すること及び本学における懲戒処分に関する記録として保存することは、本件文書の利用目的の範囲内であり、本学による本件文書の利用や裁判所に対する証拠提出は、法3条2項、9条1項及び2項に違反するものではなく、法36条1項各号に該当しない。
- 6 なお、審査請求人が指摘する本件懲戒処分に係る裁判については、既に終結しているところであるが、今後、同案件に関係する他の訴訟が提起された場合は、本件文書を利用する可能性があるし、本学における懲戒処分に関する記録として本件文書を保存することは利用目的の範囲内であるから、上記本件懲戒処分に係る裁判の帰結に関わらず、利用停止をしないことは適当である。
- 7 以上のことから、原処分は妥当であると判断したものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成30年10月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月10日 | 審議 |
| ④ | 平成31年1月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止、消去及び提供の停止を求めるものであり、処分庁は、法36条1項各号に該当しないとして利用不停止とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、法5条の規定（偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止）又は法9条1項及び2項の規定

(目的外利用及び提供の制限)に違反して利用されていると認めるときには、当該保有個人情報を保有している独立行政法人等に対し、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる旨を規定しているが、その対象となる保有個人情報は、法27条1項1号ないし3号に掲げるものに限るとされている。

(2) そこで、本件利用停止請求について検討すると、本件保有個人情報利用停止請求書の「保有個人情報の開示を受けた日」欄には「開示は受けていませんが(不開示)裁判所で見ました。」との記載があるところ、諮問書に添付されている資料から、本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求において、処分庁により不開示決定されていると認められる。

(3) そうすると、本件対象保有個人情報は、①法による開示決定に基づき開示を受けたもの(法27条1項1号)、②法22条1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律による開示決定に基づき開示を受けたもの(法27条1項2号)又は③法による開示決定に係るものであって法25条1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法27条1項3号)のいずれにも該当せず、利用停止請求の対象となるものではないと認められる。

(4) したがって、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号に該当しないものであることから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法36条1項各号に該当しないとして利用不停止とした決定は、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法36条1項各号に該当しないとして利用不停止とした決定については、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号に該当しないと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司